

「中高年世代活躍応援プロジェクトかがわ協議会」設置要領

1 趣 旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援かがわプラットフォーム」（以下「かがわプラットフォーム」という。）を設置し、官民が協働して香川県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできたところ。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、かがわプラットフォームにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組むこととし、その名称を「中高年世代活躍応援プロジェクトかがわ協議会」（以下「かがわ協議会」という。）に改めた。

今後は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取り組みを継続・拡充していく必要がある。

このため、かがわ協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙1「かがわ協議会構成員」のとおりとする。

3 各構成員役割

(1) 行政側

①香川労働局（職業安定部）

- ・かがわ協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・各種実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報

②香川県（商工労働部労働政策課）

- ・かがわ協議会取りまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・各種実施事業の進捗管理（副担当）

- ・各種支援策の周知、広報

③香川県（健康福祉部障害福祉課）

- ・市町プラットフォームとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態や支援ニーズの把握の検討
- ・市町プラットフォームと連携した取組に係る事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報

④香川県（健康福祉部保健福祉総務課）

- ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策プラットフォーム」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・孤独・孤立対策プラットフォームと連携した取組に係る事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知広報

⑤就労支援機関（ハローワーク、サポステ、機構、県市町の就労支援施設等）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・市町プラットフォームへの参画
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

かがわ協議会においては、次の（1）から（4）までに掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

かがわ県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

(正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など)

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など)

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方)

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定する。

② KPI (重要業績評価指標) を検討の上、定量的に設定する。

③ 目標の達成に資する、事業計画を策定する。

④ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(詳細については、厚生労働省より提供される参考資料等を踏まえ策定する。)

(4) 市町プラットフォームとの連携

香川県は、市町プラットフォームの設置・運営について、市町と連絡調整を図り、管内市町プラットフォームとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・市町プラットフォームの設置に関する市町への働きかけや市町村プラットフォーム協議会の運営に関する市町への助言等
- ・経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・県域を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、管内市町プラットフォームの取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

(1) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) 会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で決定するものとする。

(3) かがわ協議会に座長を置き、香川労働局職業安定部長をもって充てる。

6 秘密の保持

かがわ協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 一部改訂

中高年世代活躍応援プロジェクトかがわ協議会構成員

区 分	機 関 ・ 団 体 名	役 職
経済団体	香川県経営者協会	専務理事
	香川県商工会議所連合会	事務局長
	香川県中小企業団体中央会	事務局長
	香川県商工会連合会	事務局長
労働団体	日本労働組合総連合会香川県連合会	事務局長
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部	支部長
	一般社団法人 香川県専修学校各種学校連合会	事務局長
	一般社団法人toki-line かがわ若者サポートステーション	総括コーディネーター
	KHJ 香川県オリーブの会	代表
	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	事務局長
地域	香川県市長会	事務局長
	香川県町村会	事務局長
行政機関	四国経済産業局	地域経済課長
	四国厚生支局	総務課長
	香川県	労働政策課長
	香川県	保健福祉総務課長
	香川県	障害福祉課長
	高松市	地域共生社会推進課長
	香川労働局	職業安定部長
	香川労働局	職業安定課長
事務局	香川労働局職業安定課	課長補佐
	香川労働局職業安定課	職業紹介係
	香川労働局職業対策課	課 長
	香川労働局訓練課	課 長